

鳥取県果樹カメムシ被害対策事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(各事務所長が定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは、網かけ施設の整備、多目的防災網の更新の完了または補助対象経費の支払い完了等をいいます。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または完了翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○提出書類:実績報告書、事業報告書及び収支決算書

○支払い時期:実績報告後に必要に応じて県が現地調査等を行い、県は補助金額の確定を通知します。確定通知後、事業実施翌年度の5月31日の出納閉鎖日までに支払います。

資料提出・問い合わせ先 所轄の県事務所の農(林)業振興課(室)

担当部署	電話番号
東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004